

地方銀行は構造不況か

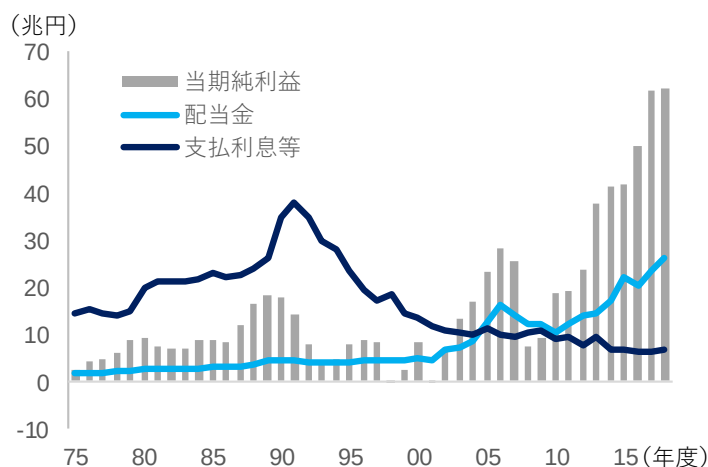
岡三グローバル・リサーチ・センター理事長
エグゼクティブエコノミスト 高田 創

■企業の利払いの大幅減が
預貸ビジネス中心の業態
にとって深刻な問題に

戦後の預貸モデルが成り立たない状況

地方銀行（地方銀行・第二地方銀行）を取り巻く環境は、地域経済の衰退や、企業の資金余剰に超低金利も加わり、戦後の銀行預貸モデルが成り立たなくなる構造不況状況にあるのではないかと問題提起が本日のテーマである。以下の図表は財務省が発表する法人企業統計で企業収益とその還元を示すものだ。企業収益である当期純利益は2018年度で62兆円と史上最高水準を更新した。一方、企業が金融機関に支払う支払利息等は、1990年前後のバブルピーク時は約38兆円であったが、2018年度は6.5兆円と、ピーク時の1/6近い水準にまで低下した。利払いが1/6になってしまったことは、商業銀行など預貸ビジネス中心の業態にとって深刻だ。また、企業収益が改善しても、その恩恵が金融機関に行き渡らないことが構造不況たるゆえんでもある。

企業業績と投資家への収益還元



（出所）財務総合政策研究所「法人企業統計」、直近は2018年度

■構造不況業種に対しては、政策的に4段階の対応が行われてきた

経産省の産業調整政策と地方銀行

以下の図表は戦後の経産省の産業調整政策と今日の地方銀行の置かれた状況を対比したものである。戦後、日本の産業政策上、構造不況業種においては産業調整が行われ、図表に示した4段階の対応が行われてきた。①構造不況業種に指定され、独禁法の適用除外を受けた「不況カルテル」なども行われた。その結果、②産業調整上の観点から抜本的な再編や合理化が進んだ。そして、③持続性のあるビジネスモデルを構築すべく、収支構造の改善が必要になり、そのために社外流出抑制などの対応が行われ、④新たな産業分野への転出が促進、業態転換も視野に入ることになる。

構造不況業種への対応と地方銀行		
	戦後の産業調整策	今日、地方銀行に適用した動き
①	構造不況認定と独禁法適用除外	地域での預貸シェアが高くても経営統合を特例的に認める独占禁止法の特例法が成立
②	再編とリストラ	再編とリストラ（統合合併、店舗・人員のリストラ）
③	持続的収支構造確立	持続的収支構造（社外流出抑制、配当政策等）
④	新たな事業分野への転出、業態転換	新たな収益（商社化、デジタルバンク、投資分野等）とそれに向けた規制緩和を議論

（作成）岡三証券

■令和2年が地方銀行の構造改革元年となる可能性

地方銀行の構造調整段階

以上の伝統的産業調整政策を今日の地方銀行に当てはめれば、①構造不況にあるとの認識のもと独禁法適用を緩める。②抜本的な再編と合理化を進める。③社外流出を抑制すべく配当等の見直しを行う、④新たな業務分野への転身を促進させるべく規制緩和を行う、ということになるだろう。今日の状況は地方銀行も一般産業の一つとして議論される状況にあり、今年、令和2年は地方銀行の構造改革元年となる可能性もあるだろう。

戦後の大きな環境変化

今日の地方銀行を巡る大きな環境変化は、①金融自由化で規制預金体系がなくなったこと、②企業が資金不足から余剰に転換したこと、③日銀のマイナス金利政策もあり長短金利差が喪失したことである。その結果、預金での資金調達を第一の営業基盤としてきた地銀のビジネスモデルに転換の必要性が生じた。すなわち、「預金ファースト」のモデルの転換

■商業銀行中心のビジネスモデルからの転換が必要

■コスト抑制を図る一方で、新たな事業領域での収益化が求められる

■「脱銀行的」発想で持続的な経営に変貌を遂げる覚悟を持てるか否かが問われる

■コロナショックが地方銀行の転換に向けた動きを速める可能性も

だ。さらに、銀行が独占してきた決済業務や送金業務等にフィンテック企業など他業種からの参入も予想されるだけに、店舗設置も含め抜本的な再編が必要になっている。また、預貸業務だけに依存する状況でなくなったなか、商業銀行中心のモデルから様々な関連業務をホールディングのような形で保有する分散的なモデルへと変化が議論される状況にある。

収支改善の観点から 持続性のあるビジネスモデルはなにか

以上の構造の中での出発点は収支構造を持続性あるものにする事だ。その観点からは、経費削減を含め社外流出を抑制し、同時に、収支改善策を新たな業務分野への転出も含めて確保することになる。まず、持続性があるビジネスモデルを構築する観点からみて、社外流出を許容することになる増配の必要があるのかということも議論の対象になっている。そうした点からみて地域の実情にあわせ低い配当水準を許容する信金や信組のビジネスモデルのほうが持続性のあるモデルとして注目される。また、信金や信組のように系統機関をもった共同のインフラが地方銀行にはないなかで、いかに機能の集約化を行っていくかも重要な課題になる。そこでは、再編に加えて、外部の機能を活用したり、共同化によってコストの面からも持続性のあるモデルを構築できるかが問われることになる。

新たな分野への転出として 「脱銀行的」な発想も

同時に、新たな転出先を念頭に置いた場合には様々な分野があり、地方銀行が構造不況にあるとすれば、「脱銀行的」な発想も必要になる。昨今、地域商社が話題になるのも「脱銀行」の一環として商社化の対応が示されたと考えることもできる。金融庁は今年2月に「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点（コア・イシュー）」とした8項目の論点を地域金融機関向けに提示している。その中身は各金融機関のスタンスを探ると同時に、各金融機関の持続的な経営に対する覚悟をトップも含めて実現できているかを問いかけるものとなっている。

バブル崩壊は大手銀行、 コロナショックは地域金融機関

バブル崩壊は大手銀行を直撃したが、コロナショックは地域金融機関の負担につながる面が多い。それだけに、今回の事態は地域金融機関の経営戦略にも大きな影響を及ぼす可能性がある。今回のコロナショックは図らずも、地方銀行の転換に向けた動きを加速するきっかけになると展望される。

重要な注意事項

免責事項

- ・本レポートは、投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成されたものであり、個々の投資家の特定の投資目的、または要望を考慮しているものではありません。また、本レポート中の記載内容、数値、図表等は、本レポート作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、本レポートに記載されたいかなる内容も、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。
- ・本レポートは、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成されたものですが、その情報の正確性、安全性を保証するものではありません。企業が過去の業績を訂正する等により、過去に言及した数値等を修正することがありますが、岡三証券がその責を負うものではありません。
- ・岡三証券及びその関係会社、役職員が、本レポートに記載されている有価証券について、自己売買または委託売買取引を行う場合があります。岡三証券の大量保有報告書の提出状況については、岡三証券のホームページ(<http://www.okasan.co.jp/>)をご参照ください。

地域別の開示事項

日本:

○金融商品は、個別の金融商品ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。金融商品取引のご契約にあたっては、あらかじめ当該契約の「契約締結前交付書面」(もしくは目論見書及びその補完書面)または「上場有価証券等書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

<有価証券や金銭のお預りについて>

株式、優先出資証券等を当社の口座へお預けになる場合は、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。加えて外国証券をお預けの場合には、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める条件を満たした場合は当該口座管理料を無料といたします。

なお、上記以外の有価証券や金銭のお預りについては料金をいただきません。さらに、証券保管振替機構を通じて他社へ株式等を口座振替する場合には、口座振替する数量に応じて、1銘柄あたり6,600円(税込み)を上限として口座振替手数料をいただきます。

お取引にあたっては「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

<株式>

- ・株式の売買取引には、約定代金(単価×数量)に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。ただし、株式累積投資は一律1.265%(税込み)の売買手数料となります。国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大1.375%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客様の購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。
- ※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・株式は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による株価の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・株式は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・また、外国株式については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

<債券>

- ・債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・債券は、金利水準、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による債券価格の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・債券は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動することによって損失が発生するおそれがあり、また、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。
- ・金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

<個人向け国債>

- ・個人向け国債を募集により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。個人向け国債を中途換金する際は、次の計算によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます(直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)。
- ・個人向け国債は、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるおそれがあります。

<転換社債型新株予約権付社債(転換社債)>

国内市場上場転換社債の売買取引には、約定代金に対し、最大1.10%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。転換社債を募集等によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。転換社債は転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等による転換社債価格の下落により損失が生じるおそれがあります。また、外貨建て転換社債は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

<投資信託>

- ・投資信託のお申込みにあたっては、銘柄ごとに設定された費用をご負担いただきます。
お申込時に直接ご負担いただく費用:お申込手数料(お申込金額に対して最大3.85%(税込み))
保有期間中に間接的にご負担いただく費用:信託報酬(信託財産の純資産総額に対して最大年率2.254%(税込み))
換金時に直接ご負担いただく費用:信託財産留保金(換金時に適用される基準価額に対して最大0.5%)
その他の費用:監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等が必要となり、商品ごとに費用は異なります。お客様にご負担いただく費用の総額は、投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません(外国投資信託の場合も同様です)。
- ・投資信託は、国内外の株式や債券等の金融商品に投資する商品ですので、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が下落することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・投資信託は、組入れた有価証券の発行者(或いは、受益証券に対する保証が付いている場合はその保証会社)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が変動することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・上記記載の手数料等の費用の最大値は、今後変更される場合があります。

<信用取引>

信用取引には、約定代金に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料、管理費および権利処理手数料をいただきます。また、買付けの場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付株券等に対する貸株料および品貸料をいただきます。委託証拠金は、売買代金の30%以上で、かつ300万円以上の額が必要です。信用取引では、委託証拠金の約3.3倍までのお取引を行うことができるため、株価の変動により委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

- 自然災害等不測の事態により金融商品取引市場が取引を行えない場合は売買執行が行えないことがあります。
- 2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

岡三証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

香港における本レポートの配布:

本レポートは、香港証券先物委員会(SFC)の監督下にある岡三国際(亜洲)有限公司によって、SFCに規定される適格機関投資家(PI)に配信されたものです。本レポートに関するお問い合わせは岡三国際(亜洲)有限公司にお願いします。

米国内における本レポートの配布:

本レポートは岡三証券が作成したものであり、1934年米国証券取引所法に基づく規則15a-6に規定される米国主要機関投資家のみに配信されたものです。岡三証券は、米国内における登録業者ではないため、米国居住者に対しブローカー業務を行いません。本レポートで言及されている銘柄の売買注文は、アーバック・グレイソン社を通して執行いたします。

なお、本レポートは、受領者及びその従業員が使用することを目的として配信しております。

さらに、本レポートのアナリストは米国で活動をしていないため、米国のリサーチ・アナリストとして登録されておらず、資格も有していません。また、当該アナリストは、アーバック・グレイソン社または他の業者の関係者ではありません。したがって、当該アナリストは、米国金融規制機構(FINRA)規則の適用の対象ではありません。

その他の地域における本レポートの配布：

本レポートは参照情報の提供のみを目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

本レポートの受領者は、自身の投資リスクを考慮し、各国の法令、規則及びルール等の適用を受ける可能性があることに注意をする必要があります。

地域によっては、本レポートの配布は法律もしくは規則によって禁じられております。本レポートは、配布や発行、使用等を行うことが法律に反したり、岡三証券に何らかの登録やライセンスの取得が要求される国や地域における国民や居住者に対する配布、使用等を目的としたものではありません。

※本レポートは、岡三証券が発行するものです。本レポートの著作権は岡三証券に帰属し、その目的いかんを問わず無断で本レポートを複写、複製、配布することを禁じます。

(2020年1月改訂)